

いじめ防止基本方針(簡易版)

奥州市立真城小学校

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

本校では、次のように「いじめ」を定義し、未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

(1) 未然防止のために

- ・ 学級経営、教科指導を通じて、子ども達の豊かな心の育成を図ります。
- ・ いじめ防止のための組織をつくります。
- ・ 児童の主体的な取り組みや家庭との連携をもとに未然防止に心がけます。
- ・ 教職員研修において、「いじめ」の共通理解を図ります。

(2) 早期発見について

- ・ 日常観察などにより、「いじめ」等の情報をつかむようにします。
- ・ アンケートや教育相談の機会を生かし、「いじめ」の把握に努めます。

(3) 早期対応について

- ・ 「いじめ」があった場合には、正しい情報を把握し、組織的に対応します。
- ・ 被害児童、加害児童、周囲の児童に対して、適切な指導に努めます。
- ・ 保護者とともに情報を共有し、今後の対応について考えていきます。

(4) 重大事案発生時

- ・ 関係機関との連携を図りながら、「いじめ」に対処していきます。

※次ページに、「いじめ対応のフローチャート」を掲載しております。

<いじめ対応フローチャート>

